



2020年3月23日

各位

会社名 サンバイオ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 森 敬太  
(コード番号: 4592 東証マザーズ)  
問い合わせ先 執行役員経営管理部長 角谷 芳広  
(TEL. 03-6264-3481)

## ストック・オプション（新株予約権）の発行計画等に関するお知らせ

当社は、2020年3月23日付の取締役会決議により、当社及び当社の子会社の従業員（当社の取締役を兼任する者を含みます。）に対するストック・オプションの発行計画を、2020年4月28日に開催される当社第7回定時株主総会に付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 提案の理由

当社は、当社及び当社の子会社の従業員（当社の取締役を兼任する者を含みます。）の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に資することを目的として、当社及び当社の子会社の従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行したいと考えております。

その発行の際には、会社法第238条及び第240条の定めに従い、当社取締役会の決議をもって新株予約権の募集事項を決定いたしますが、米国カリフォルニア州に所在する当社の子会社 SanBio, Inc. の米国従業員を対象者に含めて新株予約権を発行するに当たっては、米国法上、新株予約権の発行の計画の内容を株主総会の決議により定めることが必要となる場合があることから、当該計画の内容として、下記2. の内容の「サンバイオ株式会社 2020年～2022年インセンティブ・ストック・オプション・プラン」（以下「2020年インセンティブ・プラン」といいます。）及び「サンバイオ株式会社 2020年～2022年従業員向けストック・オプション・プラン」（以下「2020年プラン」といいます。）の承認を、2020年4月28日に開催される当社第7回定時株主総会に付議することといたしました。

2020年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権は、その行使価額について、新株予約権の割当日における当社株式の公正価値を下回らないものとするにより（下記2.

(5) ご参照)、割当日後の当社株価の上昇分が従業員（当社の取締役を兼任する者を含みます。）の利益となるようにするものであり、2020年プランに基づく新株予約権は、その行使価額を1円とするにより（下記3. (5) ご参照)、従業員に実質的に株式報酬を付与しようと

するものです。この両者のストック・オプションを発行することにより、優秀な人材の確保の手段としてストック・オプションを活用するほか、当社グループ全体の中長期的な企業価値の向上に向けた従業員の意欲や士気を多角的に喚起することが可能になるものと考えています。

なお、2020年インセンティブ・プランの対象者となる当社及び当社の子会社の従業員の中には、当社の取締役を兼任する者が含まれる予定であり、当該兼任者に対するストック・オプションの付与については、取締役の報酬等として重ねてご承認をお願いする議案を、当社第7回定時株主総会に付議することとしております。当該議案においては、当社の取締役に対し、100百万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行し、当該新株予約権は、2020年インセンティブ・プランの範囲内で発行され、当社の取締役への当該新株予約権の発行数は35,000個（その当初の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式35,000株）を上限とすることのご承認をお願いすることとなります。

2020年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権の目的である株式は、当社普通株式最大66,000株（前期末（2020年1月31日）時点の発行済株式総数に対して約0.1%相当）であり、2020年プランに基づき発行される新株予約権の目的である株式は、当社普通株式最大97,400株（前期末（2020年1月31日）時点の発行済株式総数に対して約0.2%相当であるところ、2020年3月16日付プレス・リリース「ストック・オプション（新株予約権）の取得・消却に関するお知らせ」に記載のとおり取得・消却される新株予約権の目的である株式の合計数が6,449株（前期末（2020年1月31日）時点の発行済株式総数に対して約0.01%相当）であること、また、上記のとおり、両プランは、当社及び当社の子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に資することを目的とするものであることから、適切な規模であるものと考えております。

## 2. 2020年インセンティブ・プランの内容

### (1) 2020年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権

当社の新株予約権（以下2.において「本新株予約権」という。）を発行する。本新株予約権は、インセンティブ・ストック・オプション（米国内国歳入法典第422条で定義されることを意味する。以下2.において「ISO」という。）又はISOとして適格とならないストック・オプションとして発行することができる。

### (2) 本新株予約権の割当対象者

当社及び当社の子会社（米国内国歳入法典第424条(f)で定義されることを意味する。）の従業員

（注）当社の取締役を兼任する者を含みます。

### (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数

当社普通株式 最大66,000株（前期末（2020年1月31日）時点の発行済株式総数に対して約0.1%相当）

本新株予約権が未行使のまま失効又は行使不能となった場合には、2020年インセンティブ・プランが終了しておらず、かつ、下記(9)の定めに従う限り、当社は、当該本

新株予約権の目的である株式（以下「再利用対象株式」という。）を、2020年インセンティブ・プランに基づく将来の株式の付与又は売却に用いることができる。

なお、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合等の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(4) 本新株予約権1個当たりの割当時の払込金額

金銭の払込みは不要とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額の概要

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額（以下2.において「行使価額」という。）は、本新株予約権の割当日における当該株式の公正価値を下回らないものとする。

また、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合等の比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第 424 条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第 260.140.41 条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(6) 本新株予約権の行使期間

2020 年インセンティブ・プランに基づく本新株予約権の行使期間は、割当日から 10 年以内でなければならない。

(7) 本新株予約権の譲渡禁止

当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、(i) 遺言によるか、(ii) 相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は (iii) 1933 年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下 2. において「米国証券法」という。）規則 701 により認められるところから従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が 1934 年米国証券取引所法（その後の変更を含む。）（以下 2. において「米国証券取引所法」という。）第 13 条又は第 15(d) 条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則 12h-1(f) に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除（以下 2. において「規則 12h-1(f) 免除」という。）に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は（行使する前は）本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法（ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」（それぞれ米国証券取引所法規則 16a-1(h) 及び規則 16a-1(b) に定義されるところを意味する。）をとる方法を含む。）によっても、(i) 贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」（米国証券法規則 701(c)(3) に定義されるところを意味する。）である者に対して、又は(ii) 加入者が死亡するか若しくは無能力となった時点で加入者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則 12h-1(f) 免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則 12h-1(f) により許される範囲内で、又は、当社が規則 12h-1(f) 免除に依拠しない場合には 2020 年インセンティブ・プランにより許される範

囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

(8) 本新株予約権の行使可能性

米国カリフォルニア州の従業員に関して、本新株予約権を行使する権利は、本新株予約権者が当社又は当社の子会社における自らの雇用が終了する日に行使する権利を有する範囲内で、以下のうち最も早い時点まで引き続き行使することができるものとする。

- (i) 雇用の終了が死亡又は無能力に起因する場合、当該終了日から6ヶ月（本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において6ヶ月よりも長い期間が定められている場合には、当該期間）が経過する時点
- (ii) 雇用の終了が死亡又は無能力以外の理由に起因する場合、当該終了日から30日（本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において30日よりも長い期間が定められている場合には、当該期間）が経過する時点
- (iii) 本新株予約権が失効するまでの最長期間の末日

(9) 2020年インセンティブ・プランの有効期間

2020年インセンティブ・プランに基づくいずれの本新株予約権も、(a)当社の取締役会が2020年インセンティブ・プランを決定する日、又は(b)当社の株主が2020年インセンティブ・プランを承認する日のいずれかの早い方の日から3年以内に発行されなければならない。但し、2020年インセンティブ・プランに基づき発行され、再利用対象株式のみを目的とする本新株予約権については、当該3年の経過後においても発行することができるものとするが、いかなる場合であっても、(i)当社の取締役会が2020年インセンティブ・プランを決定する日、又は(ii)当社の株主が2020年インセンティブ・プランを承認する日のいずれかの早い方の日から10年以内に発行されなければならない。

(10) 2020年インセンティブ・プランの加入者に対する情報の提供

(i)2020年インセンティブ・プランの加入者の総数が500名以上となり、当社が規則12h-1(f)免除に依拠する日、又は(ii)当社が米国証券法規則701に従い2020年インセンティブ・プランの加入者に情報を提供することを要求される日のいずれかの早い方の日から、当社が米国証券取引所法第13条若しくは第15(d)条の報告要件に服することとなるか、規則12h-1(f)免除に依拠しなくなるか、又は米国証券法規則701に従い2020年インセンティブ・プランの加入者に情報を提供することを要求されなくなる時点まで、当社は、少なくとも6ヶ月毎に、2020年インセンティブ・プランの各加入者に対して、米国証券法規則701(e)(3)、(4)及び(5)に記載される情報を、作成から180日以内の財務諸表とともに提供するものとし、また、当該情報は2020年インセンティブ・プランの各加入者に対して、物理的に又は電子的交付により提供されるものとする。

(11) 2020年インセンティブ・プランの株主による承認

2020年インセンティブ・プランは、2020年インセンティブ・プランが当社の取締役会により決定された日から12ヶ月以内に、当社の発行済議決権付株式の過半数を有する株主により承認されなければならない。

(12) その他の諸条件

当社は、日本の会社法及び当社の定款に従い、2020年インセンティブ・プランに基づく本新株予約権の発行に際してその他の諸条件を定めることができる。

3. 2020年プランの内容

(1) 2020年プランに基づき発行される新株予約権

当社の新株予約権（以下3.において「本新株予約権」という。）を発行する。

(2) 本新株予約権の割当対象者

当社及び当社の子会社（米国内国歳入法典第424条(f)で定義されることを意味する。）の従業員

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数

当社普通株式 最大97,400株（第7期末（2020年1月31日）時点の発行済株式総数に対して約0.2%相当）

本新株予約権が未行使のまま失効又は行使不能となった場合には、2020年プランが終了していない限り、当社は、当該本新株予約権の目的である株式を、2020年プランに基づく将来の株式の付与又は売却に用いることができる。

なお、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条及び第409A条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合等の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条及び第409A条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォル

ニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうち、本新株予約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(4) 本新株予約権 1 個当たりの割当時の払込金額  
金銭の払込みは不要とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額の概要  
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。  
本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式 1 株当たりの金額は、1 円とする。

(6) 本新株予約権の行使期間  
2020年プランに基づく本新株予約権の行使期間は、割当日から10年以内でなければならない。

(7) 本新株予約権の譲渡禁止

当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、(i)遺言によるか、(ii)相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は (iii)1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下3.において「米国証券法」という。）規則701により認められるところから従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法（その後の変更を含む。）（以下3.において「米国証券取引所法」という。）第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除（以下3.において「規則12h-1(f)免除」という。）に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は（行使する前は）本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法（ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」（それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されるところを意味する。）をとる方法を含む。）によっても、(i)贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」（米国証券法規則701(c)(3)に定義されるところを意味する。）である者に対して、又は(ii)加入者が死亡するか若しくは無能力となった時点で加入者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役

会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則12h-1(f)免除に依拠しない場合には2020年プランにより許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

(8) 本新株予約権の行使可能性

米国カリフォルニア州の従業員に関して、本新株予約権を行使する権利は、本新株予約権者が当社又は当社の子会社における自らの雇用が終了する日において行使する権利を有することが確定している範囲内で、本新株予約権に係る新株予約権割当契約において定められる本新株予約権の権利行使可能期間（以下「本権利行使可能期間」という。）中、本権利行使可能期間の初日から以下のうち最も早い時点まで引き続き行使することができるものとする。

(i) 雇用の終了が死亡又は無能力に起因する場合、本権利行使可能期間の初日又は当該雇用の終了日のいずれか遅い日から6ヶ月（本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において6ヶ月よりも長い期間が定められている場合には、当該期間）が経過する時点

(ii) 雇用の終了が死亡又は無能力以外の理由に起因する場合、本権利行使可能期間の初日又は当該雇用の終了日のいずれか遅い日から30日（本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において30日よりも長い期間が定められている場合には、当該期間）が経過する時点

(iii) 本新株予約権が失効するまでの最長期間の末日

(9) 2020年プランの有効期間

2020年プランに基づくいずれの本新株予約権も、(a) 当社の取締役会が2020年プランを決定する日、又は(b) 当社の株主が2020年プランを承認する日のいずれかの早い方の日から3年以内に発行されなければならない。

(10) 2020年プランの加入者に対する情報の提供

(i) 2020年プランの加入者の総数が500名以上となり、当社が規則12h-1(f)免除に依拠する日、又は(ii) 当社が米国証券法規則701に従い2020年プランの加入者に情報を提供することを要求される日のいずれかの早い方の日から、当社が米国証券取引所法第13条若しくは第15(d)条の報告要件に服することとなるか、規則12h-1(f)免除に依拠しなくなるか、又は米国証券法規則701に従い2020年プランの加入者に情報を提供することを要求されなくなる時点まで、当社は、少なくとも6ヶ月毎に、2020年プランの各加入者に対して、米国証券法規則701(e)(3)、(4)及び(5)に記載される情報を、作成から180日以内の財務諸表とともに提供するものとし、また、当該情報は2020年プランの各加入者に対して、物理的に又は電子的交付により提供されるものとする。

(11) 2020年プランの株主による承認



2020年プランは、2020年プランが当社の取締役会により決定された日から12ヶ月以内に、当社の発行済議決権付株式の過半数を有する株主により承認されなければならない。

(12) その他の諸条件

当社は、日本の会社法及び当社の定款に従い、2020年プランに基づく本新株予約権の発行に際してその他の諸条件を定めることができる。

以上